

第15号様式（第37条関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 9日

山梨県知事

殿

提出者

住 所 山梨県南巨摩郡身延町瀬戸154

氏 名 松井組工友株式会社

代表取締役 松井 洋

電話番号 0556-38-0003

山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	松井組工友株式会社
事業場の所在地	山梨県南巨摩郡身延町瀬戸154
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 4億円
③ 従業員数	14人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場 → 収集運搬業者 → 中間処理業者 → 最終処分業者 (事業場) (一部自社運搬)

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役 ⇒ 工事部 ⇒ 作業所

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	コンガラ	アスカラ	木くず	汚泥	
	排出量	428.61t	44.79t	45.85t	1.584t	
	(これまでに実施した取組) 伐採により発生した木くずは発注者と協議し、薪木等として地区住民に提供、活用することで産業廃棄物としての搬出を削減した。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	コンガラ	アスカラ	木くず	汚泥	
	排出量	300.0t	30.0t	30.0t	1.0t	
	(今後実施する予定の取組) 上記同様に木くずは再利用方法を検討し、産業廃棄物としての排出量を削減する。 峡南衛生組合のゴミ分別方法に従い、現場発生混合ゴミを分別減量化する。 ※工事受注量及び内容により、上記数量は変更が生じる。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートガラ、アスファルトガラ、伐採木、除根材等工事現場において分別を行い搬出している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業員へ教育を行い、分別の徹底を行う。

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和4 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	コンガラ	アスカラ	木くず	汚泥	
	全処理委託量	428.61t	44.79t	45.85t	1.584t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	428.61t	44.79t	45.85t	1.584t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物管理表（マニフェスト）の使用状況確認の徹底。						

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	コンガラ	アスカラ	木くず	汚泥	
	全処理委託量	300.0t	30.0t	30.0t	1.0t	
	優良認定処理業者への 処理委託量					
	再生利用業者への 処理委託量	300.0t	30.0t	30.0t	1.0t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	
(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物管理表（マニフェスト）の使用状況確認の徹底。						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。